⑷　法第62条の14第１項に規定する利用者の電子決済手段に係る管理の方法

（記載上の注意）

１．利用者の電子決済手段に係る管理の方法については、原則として、電子決済手段の種類ごとに具体的に記載すること。

２．次のいずれの管理方法であるか明らかにして記載すること。第三者をして管理させる場合は、当該第三者の名称を併せて記載すること。②の管理方法による場合には、利用者区分管理電子決済手段自己信託に係る事務を的確に遂行することができる人的構成（第38条第３項第３号）を併せて記載すること。

①第38条第１項による管理方法、②第38条第３項による管理方法、③第38条第７項第１号による管理方法、④第38条第７項第２号による管理方法

３．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第12面の次に添付すること。

15．業務委託の状況

委託先の氏名等		委託に係る業務の内容
氏名又は商号若しくは名称	住所	

（記載上の注意）

１．業務委託の状況は、電子決済手段等取引業の内容ごとに記載すること。

２．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第13面の次に添付すること。

３．氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は商号若しくは名称」に括弧書で併せて記載することができる。